



保育施設における運営費・補助金の不正受給に伴う行政指導について

社会福祉法人菊光会が運営する市内4箇所の保育施設において、市の調査の結果、退職した保育士を配置職員とする等、市に提出する運営費や人件費にかかる書類を改ざんし、虚偽の申請により運営費及び補助金の不正受給を行ったことが確認されました。

そのため、令和4年12月19日付で当該社会福祉法人に対し、行政指導を行いましたので、報告します。

- 1 対象法人** 社会福祉法人菊光会 理事長 佐々木 翠
松戸市仲井町1-32-6

2 事件発生施設及び入所人員（令和4年12月現在）

No	区分	事件発生施設（所在）	入所人員（定員）	職員数
1	認可	松戸ミドリ保育園(仲井町1-32-6)	82人(70人)	22人
2	幼保	耀きの森幼児舎(紙敷1080-1)	70人(60人)	21人
3	小保	ピッコリーノ保育園(上本郷2672-9)	17人(18人)	10人
4	小保	コモレビ・ナーサリー(東松戸2-2-14)	18人(18人)	9人

認可…認可保育園、幼保…幼保連携型認定こども園、小保…小規模保育事業所

3 運営費・補助金の不適正運用及び不正受給の内容

- (1) 退職した保育士を配置職員として報告し、令和3年度の運営費・補助金を不正に受給した
- (2) 本来支給すべき処遇改善等加算・補助金を職員に支給せず、内部留保した
- (3) 申請した補助金を職員に支給せずに、市に対して虚偽の実績報告を行い、補助金を不正に受給した

4 事件の経過

- | | |
|------------|---|
| 令和4年 3月16日 | 匿名の方から公益通報 |
| ～令和4年 5月中旬 | 市が内部調査を実施 |
| 令和4年 6月上旬 | 市に提出されている書類との乖離を確認 |
| 令和4年 6月23日 | 松戸ミドリ保育園へ立ち入り検査を実施 |
| 同日 | 法人が賃金台帳の改ざん(1人分)を認める |
| 同日 | 4施設分の下記書類の提出を指示(令和3年度分)
(賃金台帳、労働条件通知書、雇用契約書、派遣契約書、源泉徴収票) |



令和4年 7月 4日	法人が顛末書を提出
令和4年 8月 8日	法人が関係書類を提出（4施設分）
～令和4年10月上旬	市が内部調査を実施（複数施設に該当者がいることを確認）
令和4年10月14日	4施設における不正受給を認める
令和4年10月18日	松戸ミドリ保育園へ特別指導監査を実施（千葉県と合同）
～令和4年11月下旬	令和3年度の運営費・補助金に係る全職員分の証拠書類から各月ごとの職員配置・補助額を再検査
令和4年12月 2日	調査により精査した概算金額（約1,200万円）を法人に提示し、国・千葉県に金額・取扱い方法を協議中
令和4年12月19日	行政指導を実施

5 関係法令

- (1) 子ども・子育て支援法附則第6条（委託費の支払）
- (2) 子ども・子育て支援法第27条及び29条（施設型・地域型給付費の支給）
- (3) 子ども・子育て支援法第51条（勧告）

6 行政指導の内容

(1) 不適正運用及び不正受給した運営費・補助金に関する今後の対応について

- ・ 今回の事案で不正に内部留保した金額について、松戸市の調査による積算に従い、市が指示するとおりの対応（返還及び保育士への追加給付）を行うこと。

(2) 再発防止への取り組みについて

- ・ 今回の事案を検証し、二度と不適正運用・不正受給が発生しないように経理に関する事項を組織外の人員を含めた複数で管理・監督を行う組織体制を再構築すること。
- ・ 保育士不足に陥らないように正規雇用の保育士確保に努めること。

7 再発防止策

市内全保育施設から提出される証拠書類の内容を見直す

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市子ども部保育課 ☎047-366-7351

FAX047-366-7462 ✉ mchoiku@city.matsudo.chiba.jp